

みとよ 農業委員会だより

第20号

令和5年9月1日



～財田の
新鮮な野菜は
いかがですか～

谷川 翔太 さん
沙織 さん (財田町)

編集・発行

三豊市農業委員会

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL.0875-73-3046

ごあいさつ

三豊市農業委員会

会長 堀江 博



「みとよ農業委員会だより第20号」の発刊に際し、一言ごあいさつを申し上げます。私たちは、原始の時代から、みんなが平等に、そして安全に、しかも豊かに生きていくために「きまり」のようなものを作って生活をしてきたようです。

これまで約3年間にわたり、私たちを恐怖の底に陥れて来た「コロナ」も、今年の春から国の基準での位置づけが5類に引き下げられました。

去る5月30日、全国農業委員会会長大会が東京で開催され参加をさせていただきました。全国大会のような大きな集合も開催できるようになりましたし、多くの方々が一緒に食事をすることもできるようになるなど、私たちの生活は次第にコロナ前に近づきつつあります。しかしそれは、単にコロナ前に戻るのではなく、コロナ後の新しい日常の形成に向けた胎動なのかもしれません。

農業もさまざまな影響を受けました。ただでも厳しい農業を取り巻く情勢の上に、コロナによって消費の低迷、そして農産物価格の低迷などが起り、さらに厳しい状況となりました。

ルールや基準、つまり「きまり」は、そのような社会の変化に合わせて、全体としては社会の秩序を守る形へと変化していくものようです。

農業委員会関係でも、これまでのルールに少し変化がありました。「農地転用許可に係る審査基準」が改正され、短期所有農地における留意事項として、農地法第3条により取得した農地において、いわゆる3年3作が廃止されました。また、農地法の改正に伴い、下限面積要件が廃止となり、これまで農地を30アール（託間20アール、島しょ部10アール）以上耕作していなければ新たに農地を取得できなかったものが、耕作の意思があれば農地を所有又は耕作していなくても農地を取得できるようになりました。

これらの改正は、農地を守り、農業を振興させることを目的に行われたものですが、農業委員会といたしましても、これらの改正が三豊市の農業をさらに発展させることとなるよう、一丸となって職務に取り組む所存でございます。今後とも、変わらぬご理解とご協力をお願いし、ごあいさつとさせていただきます。

表紙の担い手さん

家族ぐるみ、地域ぐるみの農業を

今回取材したのは、財田町の谷川翔太さん、沙織さんご夫妻。「祖父と父が農業をしていたことで、もともと興味がありました。」と翔太さん。6年前に農業を学び始め、妻の沙織さんとともに、現在キウリ、ニンニク、ブロッコリーなど広く野菜を栽培しています。

取材の日はキウリとニンニクの収穫の真っ最中。ニンニクの収穫のお手伝いをするご近所さんも集まっています。

「普段から祖父や父と一緒に作業をしていますが、近所の方も手伝ってくれて助かっています。農作業をとおして地域の人々と交流できるのも農業の魅力のひとつ。天候や価格変動など大変な面もありますが、将来的にはもつと経営規模を拡大したいです！」と今後の意欲も語ってくれました。

お子さんたちも普段から農作業の様子を見学し、収穫をお手伝いすることも。食卓に野菜が並ぶと、喜んで食べてくれるそうです。谷川家おすすめレシピはブロッコリーの天ぷら。農作物をとおして、家族のつながりも深まっています。

家族で頑張る若い担い手さんを、これからも応援しています！



頑張っています! 農業女子

女性は農業従事者の約4割を占める重要な担い手です。
持続可能な農業の発展のためには、女性農業者が経営に参画し、
力を発揮できる土壌や仕組みをつくることが重要です。

農業委員 高瀬町 宮崎 和代

女性農業委員に就任してから5年目を迎えました。コロナ禍で3年は何も活動することができませんでしたが、今年はやっと農業女子の活動を再開できそうです。日頃は農作業だけでなく家事や子育てなど何かと忙しい女性農業者ですが、研究会や交流会を通して、おいしいものを食べながら情報交換をし親睦を深めることができればと思っています。

昨年“みとよ若嫁ファーム”改め“みとよ green ふぁーむ”が再始動いたしました。農業は何かと孤独になることが多いと思いますが、新規就農してどこに相談していいかわからない方は、一人で悩まず私たちに相談してください。微力ながらお手伝いできればと思っています。

これからの三豊の農業に必要なのは私たち女性の力です。女性ならではの視点で三豊の農業と一緒に盛り上げていきましょう。



農業委員 仁尾町 吉田 由紀

女性農業委員に任命していただき5年目を迎えました。初めは何も分からず戸惑いと不安ばかりでしたが、いろんな方との出会いや経験を重ね、見えていなかった地元の新しい側面を知ることもでき、地元へ貢献したい、農業の未来を守りたいという気持ちが芽生えてきました。

また、かがわ農業委員会女性の会では三豊市以外の女性農業委員の方々との出会いもあり、その方々のパワフルで生き生きと活動されている姿により刺激をたくさんいただきました。私達、三豊市女性農業委員もコロナ禍が明けた今、また様々な活動に取り組んでいきたいです。女性農業者との交流会や研修会を開き、情報交換や不安や悩みを相談しあったり、忙しい女性農業者の方々が安らげる場を提供できるような活動などもしていきたいと思っています。

まだまだ分からないこともたくさんありますが、女性農業委員としてできることを精一杯、そして楽しく頑張っていきたいです。



女性農業者スキルアップ研修に参加しました

令和4年11月25日、香川県西讃農業改良普及センターにおいて、女性農業者スキルアップ研修会として、講演「心を動かす会話術～人材育成と仲間づくり～」が開催され、終了後に意見交換会が行われました。

女性農業者が自らの資質を高め、やりがいをもって農業に取り組むための理解を深めるとともに、女性農業者同士の積極的な情報交換、ネットワークづくりに役立ちました。



農業女子グループ『みとよgreenふぁーむ』の活動に参加しませんか?

女性農業者は地域農業の重要な担い手です。令和4年度に「みとよ若嫁ファーム」から「みとよ green ふぁーむ」に改名し、「まっすぐ 自分らしく 向き合って 楽しく 愛をこめて おいしく 三豊うまれの 自然の恵みを届けます♪ 山に海、大地とともに つながる green」をコンセプトに、女性ならではの視点でお互いに学ぶ活動をしています。

詳しくは、三豊市農業委員会事務局または香川県西讃農業改良普及センター (TEL 0875-62-3075) へご連絡ください。





農業委員会活動レポート

農地利用最適化推進活動研修会を開催しました

7月13日、農地利用最適化推進研修会が開催され、(一社)香川県農業会議から「農業委員会を取り巻く情勢について」と題して講演をいただいた後、農地利用最適化の活動について高瀬町、三野町、財田町から事例発表を行いました。農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、耕作放棄地の解消及び効果的な農地の利用に向けた取り組みについて説明があり、農地の保全に関する理解を深める機会となりました。

研修会終了後は、農地利用状況調査(農地パトロール)の実施に向け、各町で熱心な意見交換が行われました。



夢のある元気な農業経営のために

今年はこれまでに3件のご家族が家族経営協定に調印しました。市農業委員会会長と香川県西讃農業改良普及センター所長が立会い、和やかな調印式になりました。今後の円満で安定した経営に期待します。



関さんご家族



造酒さんご家族



山根さんご家族

家族経営協定のメリット

- ・ 家族の話し合いと男女の共同参画による経営の充実・成長
- ・ 家族一人ひとりが尊重される家族関係づくり
- ・ 次世代へのスムーズな引継ぎ

家族みんなで実行することが大切です！

家族経営協定とは？

家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて取り決めるものです。

家族経営協定を締結する目的は？

家族での農業経営は、家族だからこそその良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確でなく、そこから不満やストレスが生まれがちです。農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやりがいのあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

収入保険でもしものリスクに備え、安心の農業経営 県内1,165経営体が加入し、毎年増加中！

収入保険は、青色申告をしている農家が加入でき、保険期間（1年間）に自ら生産した農産物の販売収入全体を補償します。自然災害での収量減少や価格低下をはじめ、けがや病気で収穫ができないなど、経営努力では避けられないさまざまなリスクでの収入減少が対象です。

補償金額を決めるためのもとなる基準収入金額は、過去の販売収入金額と保険期間中に見込まれる農業収入金額によって算定します。支払いは、1年間の収入が基準収入金額の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされます。保険料は最大9回に分納でき、付加保険料と合わせて経費として損金算入できます。

「農林水産省共通申請サービス（通称：^{イー・マフ}eMAFF）」
を利用し、収入保険をインターネット申請することで、いつでも手続きや保険内容の確認などができ、付加保険料が割り引かれます。また、翌年以降の契約を自動で継続する特約を付けると、さらに割り引きが可能です。

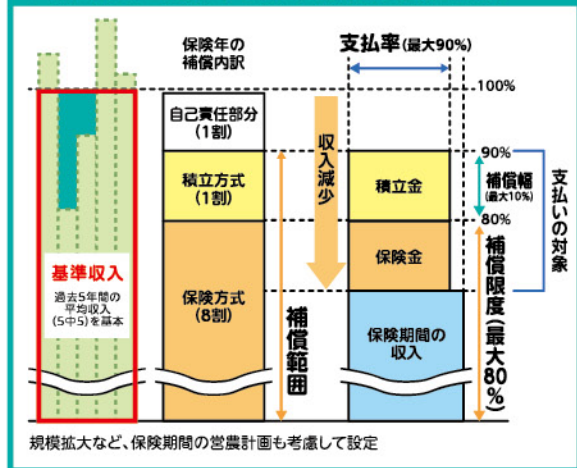
収入保険は、国が推進する政策保険のため、保険料と付加保険料は50%、積立金は75%の国庫補助があります。保険料や支払われる保険金などのシミュレーションもできるので、安心して経営を継続するための備えとして、加入をご検討ください。

＜お問い合わせ＞

香川県農業共済組合 三豊支所
〒768-0022
観音寺市本大町1378-3
TEL：0875-25-2482
FAX：0875-25-5149

(図) 収入保険の補てん方式と 支払いのイメージ

5年間の青色申告実績があり、最大の補償割合を選択した場合



補償の下限を設定した、掛金の安いタイプもあります。

動画配信中

NOSAI 全国連 インターネット申請 で 検索



全国農業新聞を購読しませんか

充実した農業・農村の情報をお届けします。

月 …… 700円

年 … 8,400円 (送料・消費税込)

【お申込み】

三豊市農業委員会 (TEL 0875-73-3046)
または農業委員、農地利用最適化推進委員へ

「見やすい」
「分かりやすい」
紙面を追求して
週1回発行しています！

毎週金曜日
発行



農地を売買・転用するときは、農地法の許可が必要です!

農地（田や畑）の売買・貸借や転用する場合には、農地法により、それぞれ市農業委員会もしくは県知事の許可が必要になります。

また、農地の権利を相続等で取得したときも、届出をしてください。



農地の適正な管理について

農地は農業生産の基盤であり、限られた資源でもあります。そのため、法律で農地の所有者や耕作者には農地を管理し、守っていく責務が課されています。

耕作放棄された農地は、雑草が生い茂り、

- ・害虫の発生
- ・雑草の種の飛散
- ・イノシシ等の有害鳥獣の隠れ場所
- ・ごみの不法投棄



などの原因になってしまいます。

農地は耕作や保全管理をせず、放置したままにしておくと農地としての復旧が困難となり、今後、貸したり、売ったりすることが難しくなります。また、雑草が生い茂ることで、近隣の農地等にも迷惑がかかります。

農地の所有者の方は年に数回、草刈などを行い適切な管理をお願いします。すでに所有者がお亡くなりになられている場合は、相続人の方が管理をお願いします。

農地のことでご相談などがありましたら、農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にお問合わせください。

農業機械に付着した土は速やかに取り除きましょう

耕起、代かき、田植えなどの作業後、農業機械が田畑から公道へ出ると、付着した土が落ちてしまうことがあります。公道に落ちた土をそのままにしていると、通行等の妨げとなる場合がありますので、そのままにせず速やかに取り除くようにしましょう。

【問い合わせ】 三豊市農業委員会事務局
TEL 0875-73-3046



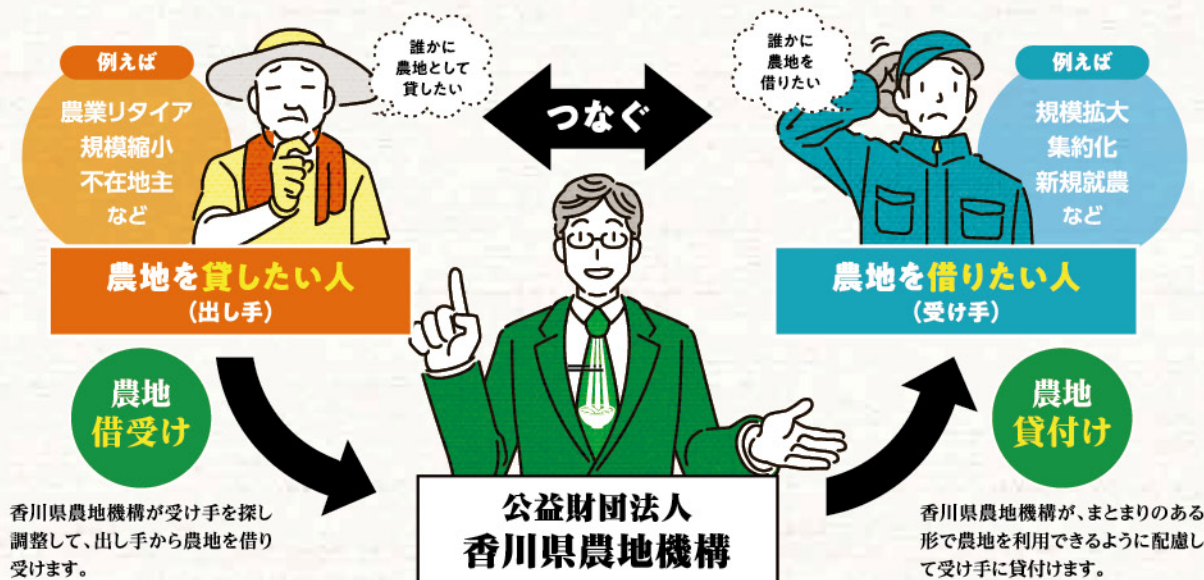
農地の貸借は公的機関 香川県農地機構にご相談ください!

農地機構の 農地貸借の 仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、経営規模の拡大を図る担い手や新規就農者等がまとまりある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。

※令和5年度以降は、制度改正により新たな仕組みの予定ですが、令和7年3月31日までは経過措置等による貸借の仕組みとなります。

農地貸借の仕組み



- | | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|---|
| 安心①
知事指定の
公的機関です | 安心②
貸し手・借り手の
間で調整します | 安心③
賃料を伴う場合、機構から
確実に振り込みます |
|-------------------------------|-----------------------------------|---|

令和5年度以降は地域計画(目標地図)の達成に向けた貸借となります。
地域によっては経過措置(～R7.3.31)の貸借となります。

地域の共通目標である地域計画(目標地図)の達成に向けて、農業委員会が中心となって、関係機関が連携して取組みを推進します。

農地機構は、地域計画達成のために、目標地図に基づき、受け手に再配分する機能を有し、農地の集積・集約化を推進します。

お問い合わせ先 **公益財団法人 香川県農地機構** 〒761-8078 高松市仏生山町甲263番地1 TEL 087-816-3955

三豊市農業委員会事務局内に農地機構の農地集積専門員が駐在しています。
お気軽にご相談ください。 0875-73-3046(三豊市農業委員会事務局内)

知って得する! 農業者年金

農業者の方は、国民年金上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して豊かな老後を!

まず農業者年金ってなに?

2階立て

サラリーマンの年金 (厚生年金)	報酬比例部分(老齢厚生年金) 国民年金(老齢基礎年金)
---------------------	--------------------------------

1階立て

農業者の年金 (国民年金のみ)	国民年金(老齢基礎年金)
--------------------	--------------

農業者の年金はサラリーマンと違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。

農業者の年金 (国民年金+農業者年金)	農業者年金 国民年金(老齢基礎年金)
------------------------	-----------------------

農業者年金に加入する方の条件

- ・ 年間60日以上農業に従事している方
 - ・ 国民年金第1号被保険者(60歳未満)
- 又は、
国民年金の任意加入者
(60歳以上65歳未満)



農業者年金なら...

保険料は自由に選べる!
(2万円~6万7千円、千円単位)

さらに、35歳未満であれば、
1万円からでも加入可能!

自ら支払った保険料は、
**全額社会保険料
控除の対象!**

その他にも、
税制面で優遇措置がある!

農業者の担い手には、保険料の
国庫補助があります。

保険料の国庫補助 を受けるには...

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 下記の農業者の担い手要件

- ① 認定農業者で青色申告をしている人
- ② 認定新規就農者で青色申告をしている人
- ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者 など

を満たせば受けられます。

月額最大1万円の保険料補助

詳しい内容やご相談については...

三豊市農業委員会(TEL 0875-73-3046)、JAにお問い合わせください。

農業者年金基金



<http://www.nounen.go.jp>

